

部活動に係る活動方針

北海道浦河高等学校

令和8年4月1日改正

◇基本方針

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、本校が目指す資質・能力の育成を目的とする。

◇学校教育活動における部活動の意義

- (1) 幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会
- (2) 自らの興味・関心を深く追究する機会
- (3) 異年齢との交流を通じた人間関係の構築
- (4) 活動を通じた自己肯定感の高揚

◇適切な運営のための体制整備

- (1) 各部活動顧問が年間の活動計画（活動日、休養日、活動時間等および参加予定大会等）並びに毎月の活動計画および活動実績、部員名簿を作成し管理職に提出する。
- (2) 部活動の顧問は複数で担当する。
- (3) 定期的に部活動顧問会議を開催し、学校全体での共有を図る。
- (4) 管理職による部活動視察を不定期に実施する。
- (5) 事故の未然防止のため、施設・設備の日常的な点検を実施する。
- (6) 安全配慮義務を徹底する。
- (7) 教員や指導者による体罰や暴言等の根絶を徹底する。
- (8) 部活動におけるいじめ・ハラスメントを防ぐために正しい知識を身につけ、日頃からの生徒観察を徹底し、生徒間、顧問、生徒間でアサーティブな関係を構築する。
- (9) 心肺蘇生法や AED 使用研修を受講するなど危機管理・健康管理体制の徹底をする。
- (10) 生徒・職員の健康を守るため、暑さ指数（WBGT）に応じた活動に留意する。暑さ指数に関わらず、こまめな水分補給を意識させ、熱中症予防を徹底する。

※暑さ指数 31 を超える場合は原則として運動は中止する。

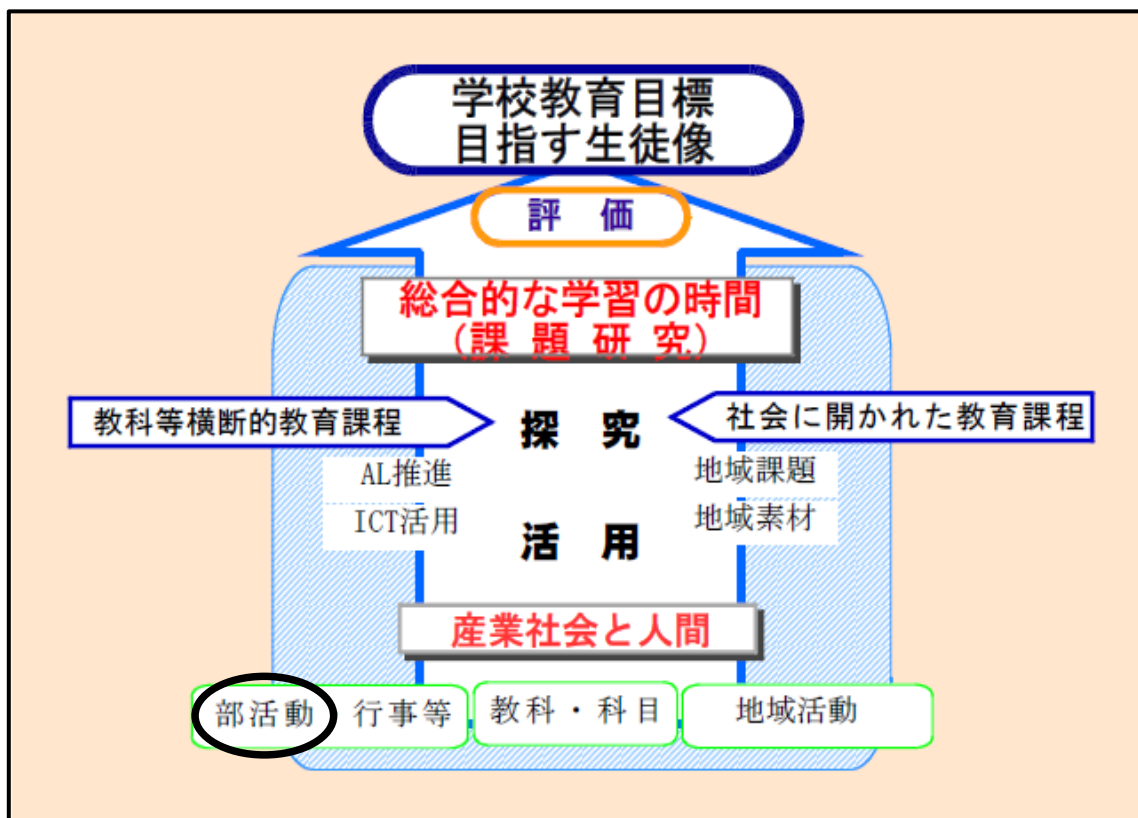
◇適切な休養日の設定

- (1) 学期中は、原則として週 1 日以上、そのほか月 1 日以上を設けるほか、学校閉庁日（年間 9 日）を休養日として設定する。
- (2) 定期試験の 1 週間前から部活動は原則禁止とする。
- (3) 1 日の活動は 3 時間程度、休業日は 4 時間程度とし、1 週間の活動は 16 時間程度とする。
- (4) 休養日に練習試合・大会等が入った場合は、別日に休養日を設ける。
- (5) 長期休業中は学期中の休業日の設定に準じる。

※その他の事案については、その都度審議をする

※年 1 回、北海道教育委員会へ休養日・活動時間の「弾力的な設定」について申請する。

◇本校の部局同好会活動の位置付け（生徒育成のイメージ）



【問合せ・相談窓口】

046-22-3041

担当：本校教頭